

私設水道メーター（子メーター） Q & A

Q 1 私設水道メーターとは何ですか？

A 1 私設水道メーターとは、佐久水道企業団が設置しているメーターとは別に、お客様が設置しているメーターのことをいいます。佐久水道企業団が設置しているメーターを「親メーター」、私設メーターのことを「子メーター」とも呼びます。

Q 2 子メーターは誰が設置し、誰の所有になりますか？

A 2 お客様の所有物です。市が管理するものではありません。

Q 3 子メーターの交換はなぜ必要なのですか？

A 3 メーターの有効期間は、計量法により8年と定められています。有効期限の過ぎたメーターでは正確な数値を量れなくなる可能性があるため、有効期間内の交換が必要となります。

Q 4 子メーターの交換は、市役所でやってくれますか？

A 4 子メーターはお客様個人の管理となります。お客様にて工事事業者へ依頼し交換を行っていただきます。そのため、交換工事に係る費用もお客様の負担となります。

Q 5 子メーターの交換工事はどこに依頼すればいいですか？
費用はどのくらいかかりますか？

A 5 子メーターの交換は水道管の工事となるため、佐久水道企業団指定給水装置工事事業者でなければ工事することはできません。指定給水装置工事事業者については佐久水道企業団（代表 0267-62-1290）へお問い合わせいただくか、佐久水道企業団のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

費用はメーターの口径（大きさ）等によって変わってきます。工事を依頼する前に見積もりをとる等、指定給水装置工事事業者へ確認してください。

Q 6 子メーターを交換する際に必要な手続きは他にありますか？

A 6 市役所下水道課へ「排水設備届出書」の提出が必要になります。

子メーター交換時のメーター指針や、新しいメーターの有効期限を記載して届ける必要があります。

お問い合わせ

佐久市役所 下水道課 電話0267-63-0101